

## 中小企業経営者が押さえておきたい 事業承継税制・M & A税制・組織再編税制- II

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所  
税理士



7月号では「中小企業経営者が押さえておきたい事業承継税制」を取り上げました。後継者のいる非上場の優良企業では、2018年度税制改正により創設された特例事業承継税制のフル活用を積極的に検討し、既に実行段階にあるというケースも少なくないのではないのでしょうか。しかしながら、日本のお宝企業が後継者未定という苦悩を抱え廃業の危機に瀕しているとされる状況は、この改正事業承継税制のみによって簡単に解消されるものではありません。事業承継税制の抜本拡充後の次の課題は、後継者不在の中小企業等への対応であり、その有効な手段の一つがM&Aだといわれています。

こうした状況において、産業競争力強化法や中小企業等経営強化法など今般のM&A関連税制の改正により、煩雑さを極めていたM&A周辺の課税ルールが一本化されることになりました。このような組織の再編成に纏わる税制を「組織再編税制」といいます。この組織再編税制はM&A実行を決断する上で非常に重要な判断材料であることは間違いありません。しかし、ルールが一本化されたとはいえその仕組み自体は相変わらず複雑であり、実務上は当事会社の状況等に応じてケースバイケースの慎重な検討が必要です。特に、組織再編に伴う取引は通常の営業取引とは区別される資本取引であり、M&Aの対価が株式であるなどその金額の妥当性を客観的に認識することが困難な「評価」という難問が立ちまわります。

そこで今月号では、あくまで「中小企業経営者が押さえておきたい」に重点を置いて、M&Aのうち「合併」を検討する際に着目すべき税制度の留意点を中心にご紹介します。

〔質問1〕

親族にも従業員にも私の後継者として事業を継ぐ意思のある者がいないため、事業承継を断念し私の代で廃業するしかないと思っていましたが、代々培ってきた独自ブランドを引き継いでもらえるなら身内でなくてもいいと考えようになりました。その場合、どのような方法がありますか。

〔回答〕

通常、中小企業等の事業承継は、誰が後継者になるかによって、親族内承継（親族）、親族外承継（役員・従業員）、M&A（第三者）の3パターンで考えられています。まずは周辺の身近なところから選定するのが一般的ですが、少子化の影響で親族に適任者がいないケースや、借入金の連帯保証の重責から適任と思われる役員や従業員が尻込みしてしまうケースなど、中小企業等特有の事情によって、昨今、身内に後継者を求めるのは現実的に困難な場合が多く、貴重な経営資源を承継する最後の選択肢は「第三者」ということになります。

2018年度の中小企業白書において、「M&Aを中心とする事業再編・統合を通じた労働生産性の向上」と題した第2部第6章が新たに章立てされたことは、大いに評価すべきでありその内容も注視すべき有用なものとなっています。ここでは、事業再編・統合の現状を概観し、実施の効果や課題が示されています。成長を目指す中小企業と、

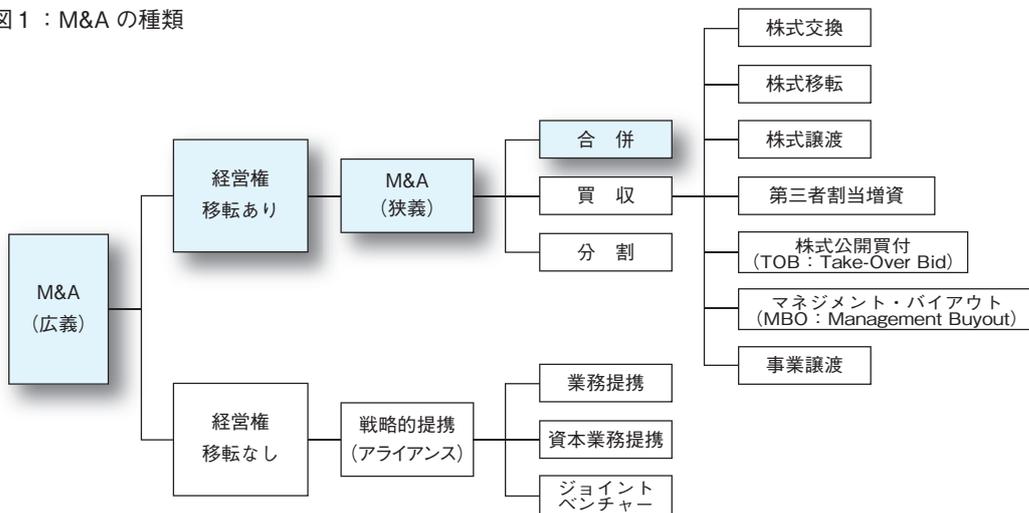
後継者不在の中小企業を結び付けていく M&A を中心とする事業再編・統合は、事業承継に資するという側面だけではなく、我が国の有効な成長戦略であり経済全体の生産性向上にとって重要な課題であるとしています。

また中小企業庁は、世代交代について、金融機関、専門仲介機関、士業専門家といった当事者以外の支援機関が一体となって総力戦で支援する「国民運動的な展開」が必要だろうという見解を示しています。

ところで、「M&A を中心とする事業再編・統合」とはどのようなもののでしょうか。M&A とは、Mergers and Acquisitions（マージャーズ・アンド・アクイジションズ）の略語で「合併と買収」を表し、会社そのものを売り買いするという意味があります。狭義には経営権の移転を伴う合併と買収、分割を指しますが、広義には経営権の移転を伴わない戦略的提携までを含めています（図1参照）。中小企業においては、経営権の移転を伴う狭義の M&A として、株式譲渡や事業譲渡が活用されるケースが多く、資本移動を伴わない企業間連携では、共同研究・技術提携、他社ブランドの製品を製造する OEM（Original Equipment Manufacturer）提携、販売提携等、戦略的な提携等も近年増加しています。

このように、後継者不在の中小企業等にとって、事業の存続、経営資源の承継、雇用の維持という側面から、M&A は非常に魅力的ともいえる選択肢の一つです。もっと言えば、廃業を選択した場

図1：M&Aの種類



合の清算手続きなど煩雑にして不毛なマイナス要因となる作業を回避できるばかりではなく、なにがしか将来に向けてプラス要因となる手残りが期待できる大変合理的なバトンリレーであるといえます。

〔質問2〕

当社（非上場）は県外の同業他社A社との合併により市場の拡大とエリアマーケティング戦略の強化を図ることを検討しています。合併のメリットとデメリットについて教えてください。

〔回答〕

合併は、複数の会社を1つの法人格に統合する手法で、「吸収合併」と「新設合併」の2種類があります。吸収合併は、1社が他社を吸収して存続する手法であり、新設合併は、すべての会社が消滅して新設会社がそれらを承継する手法です。新設合併は吸収合併に比し、手続の煩雑さやコスト面等で不利であるため、実務上は吸収合併のケースが多いようです。

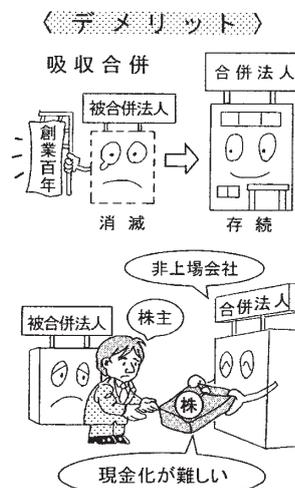
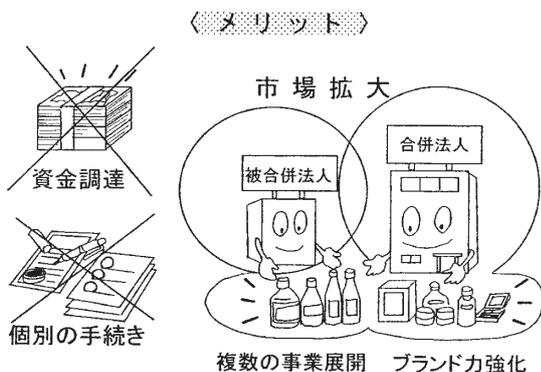
吸収合併を前提とすれば次のようなメリットが挙げられますが、合併後に後悔することがないように、あらかじめ合併に伴うデメリットへの対処法を準備しておくことが不可欠です。

＜吸収合併の場合＞

合併法人	吸収合併により存続する法人
被合併法人	吸収合併により消滅する法人

◆合併のメリット

- ① 包括承継により個別の手続きが不要
  - ・各種許認可（一部を除く）、契約関係、債権債務、従業員等に係る個別の手続きをする必要がありません。
- ② 資金調達が必要
  - ・合併対価は存続法人の株式の交付により支払われるため、買収など他の手法において必要とされる資金調達の必要がありません。
- ③ シナジー効果
  - ・複数の事業展開が可能になり、シナジー（相乗）効果が生まれます。
- ④ 共通部門の合理化
  - ・経理、人事、総務などの共通部門における人材やシステムの統合により合理化することができます。
- ⑤ 財務的信用力・ブランド力の増加
  - ・組織規模の拡大により、財務的な信用力が増加するとともに、ブランド力の強化を図ることができます。
- ⑥ 節税効果
  - ・一定の要件を満たす適格合併については、合併法人が被合併法人の繰越欠損金を引き継ぐことができます。
- ⑦ 相続対策
  - ・黒字事業と赤字事業の利益の相殺、繰越欠損金の引継ぎや組織規模の変化により、相続税における株式の評価額が下落し相続税が軽減される可能性があります。



◆合併のデメリット

- ① 会社の消滅
  - ・被合併法人については、創業以来の会社が消滅してしまいます。
- ② 非上場株式の現金化の困難性
  - ・合併法人が非上場会社の場合、被合併法人の株主に交付される株式には市場性がないため、現金化することが難しくなります。
- ③ 株価下落のリスク
  - ・合併法人の新株が発行されるため、合併比率によっては株価が下落するリスクがあります。
- ④ 包括承継によるリスクの承継
  - ・包括承継により、被合併法人の簿外資産や簿外負債を承継するリスクがあります。
- ⑤ 債権者保護手続の煩雑さ
  - ・合併公告を官報に掲載する必要があります（株券提出公告、会社債権者に対する公告）。
  - ・被合併法人の債権者保護の手続等が煩雑です。
  - ・合併法人は被合併法人から承継した権利義務及び合併手続の経過等を記載した書類を作成し、効力発生日から6ヵ月間本店に備え置かなければなりません。
- ⑥ 合併コスト
  - ・登録免許税（合併法人の吸収合併の変更登記及び被合併法人の解散登記、固定資産の所有権移転登記）や合併公告の官報掲載料などのコストが掛かります。

〔質問3〕

当社は、非上場会社B社を吸収合併し、新たな業態による新規事業に参入することを検討しています。B社の魅力は代々受け継がれてきた企業内ノウハウです。B社経営者には親族内に後継者がおらず、また、この数年は従業員の高齢化と人手不足により赤字経営が続いており、かねてから事業承継についての相談を受けていました。合併には節税効果もあるとのことですが、合併に際し税務上留意すべき点などについて教えてください。

〔回答〕

- (1) 税務上の合併の分類と取扱いの違い

税務上、合併は「非適格合併」と「適格合併」に分類されます。

◆非適格合併

合併による資産・負債の移転は、原則として被合併法人が**時価**により合併法人に譲渡したものと取り扱います。そのため、被合併法人の最終事業年度において合併に伴う損益が計上され課税所得を構成することになります。

◆適格合併

一定の要件を満たす合併である場合には、資産・負債の移転は**簿価**による引継ぎが行われたものとして譲渡損益の計上が繰り延べられることになります。

(2) 税制適格要件

税務上の適格合併に該当するための要件としては、合併の対価として合併法人（又は合併法人の100%親会社）の株式以外の資産が交付されないことが共通要件ですが、その他の要件は資本関係の有無により異なります（図2参照）。

① 合併対価要件

- ・被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されないこと。

② 従業者引継要件

- ・被合併法人の合併直前の従業者のうち、概ね80%以上が合併法人の業務に従事することが見込まれていること。

③ 事業継続要件

- ・被合併法人の合併前に行う主要な事業が、合併後に合併法人において引き続き行われることが見込まれていること。

④ 事業関連性要件

- ・被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業とが、相互に関連するものであること。

⑤ 事業規模要件又は経営参画要件

○事業規模要件

- ・被合併事業と合併事業のそれぞれの売上金額、従業者数、被合併法人と合併法人のそれぞれの資本金額又はこれらに準ずるものの規模の割合が概ね5倍を超えないこと。

○経営参画要件

- ・被合併法人の特定役員のいずれかと合併

図2：資本関係別税制適格要件

	企業グループ内		共同事業
	完全支配関係 (100%)	支配関係 (50%超)	
① 合併対価要件	●	●	●
② 従業者引継要件		●	●
③ 事業継続要件		●	●
④ 事業関連性要件			●
⑤ 事業規模又は経営参画要件			●
⑥ 株式継続保有要件	● (完全支配関係の継続)	● (支配関係の継続)	●

<資本関係>

- ① 完全支配関係（100%グループ内）の合併である場合
- ② 支配関係（50%超100%未満のグループ内）の合併である場合
- ③ 共同事業のための合併

法人の特定役員のいずれかが合併後に合併法人の特定役員となることを見込まれること。

⑥ 株式継続保有要件

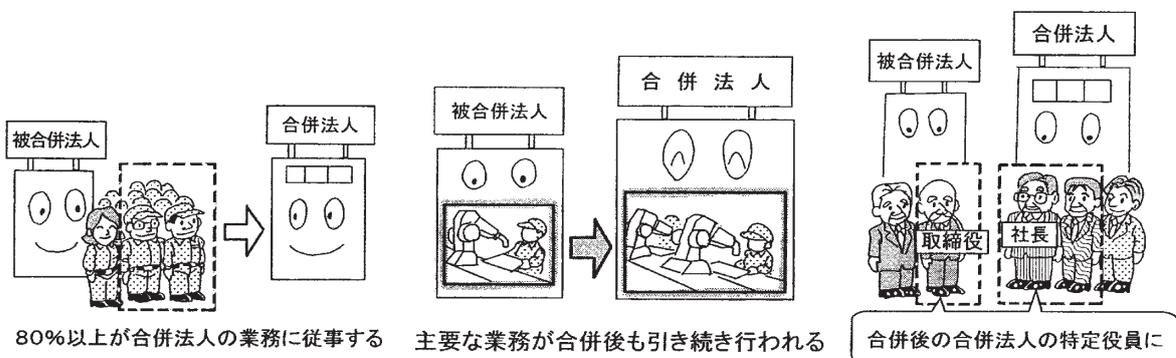
- ・被合併法人に支配株主がいる場合には、合併により交付される合併法人の株式のうち、支配株主に交付されるものの全部が、支配株主により継続して保有されることが見込まれていること。

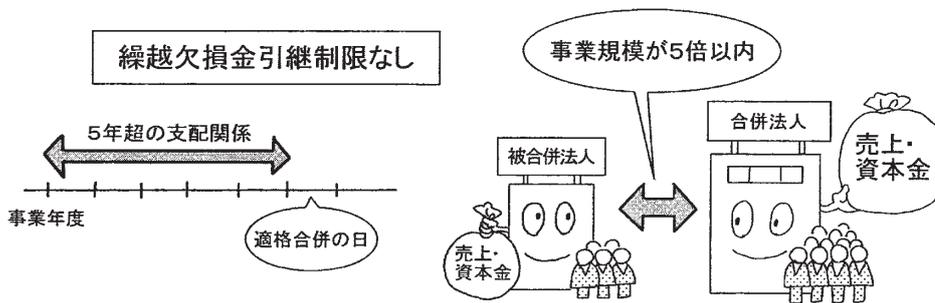
(3) 繰越欠損金の引継制限

被合併法人に繰越欠損金がある場合、原則繰越欠損金の引継ぎは認められません。しかし、

適格合併で一定の要件を満たす場合には、被合併法人の繰越欠損金を合併法人へ引き継ぐことができます。

繰越欠損金がある法人を合併して合併法人の所得と通算するなどの租税回避行為を防止するため、支配関係のある企業グループ内の法人間で適格合併が行われた場合において、次の①及び②のいずれにも該当しない場合には、支配関係が生じる前に発生した被合併法人の繰越欠損金の引継ぎが制限されています。共同事業のための適格合併の場合は、この引継制限はありません。





- ① 5年超の支配関係  
被合併法人と合併法人との間に、次のうち最も遅い日から、継続して支配関係があること

○適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日

○被合併法人又はその合併法人の設立の日

- ② みなし共同事業要件  
みなし共同事業要件は、その適格合併が次の要件に該当することをいい、その内容は(2)の適格要件と概ね同様です。

- ① 事業関連性要件
- ② 事業規模要件（5倍）
- ③ 被合併法人の事業規模継続要件（2倍）
- ④ 合併法人の事業規模継続要件（2倍）
- ⑤ 特定役員引継要件

(4) 繰越欠損金の使用制限

適格合併が行われた場合に、被合併法人の繰越欠損金の引継制限を設けただけでは、合併法人と被合併法人を入れ替えることで租税回避が可能となることから、合併法人についても同様に繰越欠損金の使用制限が設けられています。

(5) 特定資産譲渡等損失額の損金不算入

適格合併では、被合併法人の資産及び負債を簿価で合併法人に引き継ぐため、資産の譲渡損益は計上されません。そのため、含み損のある資産（特定資産）を保有する法人を適格合併して特定資産を引き継ぎ、合併後に譲渡することで含み損を実現させ譲渡等損失を計上することで不当に税負担を減少させることが可能となっ

てしまいます。このような租税回避行為を防止するため、「特定資産譲渡等損失の損金不算入」の規定が設けられ、一定の場合その全部又は一部が損金不算入とされます。また、合併法人が特定資産を保有している場合も同様の取扱いがあります。

(6) 組織再編にかかる行為計算否認規定等

合併を含む組織再編に関する税制上の規定は非常に複雑で、「組織再編税制の基本的な考え方からの乖離」「組織再編成の濫用」「個別防止規定の潜脱」など租税回避行為に繋がるとみなされる要因が存在しないかあらゆる側面から点検、検証を行うことが求められます。

インターネット検索大手のヤフーが課税処分取消しを求めて争った「ヤフー事件」は、グループ内の事業再編に関する税務訴訟として大きな注目を集め、2016年ヤフー側の敗訴が確定しています。この事件は租税回避の包括否認規定である法人税法の「組織再編にかかる行為計算の否認」の適用の是非が争われた裁判で、最高裁は、ヤフーが組織再編の中で行った一連の行為について「明らかに不自然で、税負担の減少を目的として税制を濫用した」として、租税回避の要件について初めての判断を下しました。

この事件でも明らかのように、個々の要件はクリアしていても再編行為そのものについて行為計算の否認規定等税務署長による包括的な否認規定が存在しますので、専門家を交えての十分な事前の検討が必要です。